

安曇野市交通安全推進協議会 会議概要

- 1 審 議 会 名 令和8年度 第1回安曇野市交通安全推進協議会
- 2 日 時 令和8年9月30日（水）午前10時30分から午前11時40分まで
- 3 会 場 豊科交流学習センター「きぼう」2階 多目的交流ホール
- 4 出 席 者 太田委員、柄澤委員、山口委員、矢花委員、滝澤委員、川田委員、
三井委員、畑中委員、岩下委員、宇留賀委員、水谷委員、高山委員、尾臺委員、
長田委員、吉田委員、都竹委員
欠 席 者 秋山委員、金子委員、福委員、中村委員、塚田委員
- 5 市側出席者 赤沼市民生活部長、渡邊福祉部長、宮沢都市建設部長、洞教育部長
（以上4部長は委員、以下事務局員）
山田建設整備課長、小穴維持管理課長、中澤高齢者介護課長、
丸山こども園幼稚園課長、櫻井学校教育課長、
矢下学校教育課学校教育担当係長、山本学校教育課学校教育担当主事
征矢地域づくり課長、矢口地域づくり課副参事兼生活安全係長、
小笠原地域づくり課生活安全係主査、鈴木地域づくり課生活安全係主事
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 2人 記者 1人
- 8 会議概要作成年月日 令和8年10月9日

協 議 事 項 等

I 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 交通安全講話
「安曇野市内の交通事故状況及び生活道路における自動車の法定速度引き下げについて」
(安曇野警察署 岩下交通課長)
- 5 会長・副会長の選任
- 6 新会長・新副会長あいさつ
- 7 会議事項
(1) 安曇野市交通安全推進協議会の組織体制と交通安全運動推進計画について
(2) 安曇野市通学路交通安全プログラムについて
(3) 市内におけるヘルメット着用率と今後の対策等について
- 8 連絡事項
(1) ゾーン30プラスについて
(2) 安曇野市交通安全計画の廃止について
(3) 通学路専門部会の開催について
- 9 閉 会

II 会議事項等概要

会議事項

- (1) 安曇野市交通安全推進協議会の組織体制と交通安全運動推進計画について
【事務局 地域づくり課生活安全係 鈴木主事】
・安曇野市交通安全推進協議会の組織体制について説明
・第4次安曇野市交通安全計画について説明
・令和8年度安曇野市交通安全運動推進計画について説明
【太田会長】

質問や意見等はないか。(質疑等なし)

(2) 安曇野市通学路交通安全プログラムについて

【事務局 学校教育課学校教育担当 矢下係長】

・安曇野市通学路交通安全プログラムについて説明

【太田会長】

質問や意見等はないか。(質疑等なし)

(3) 市内におけるヘルメット着用率と今後の対策について

【事務局 地域づくり課生活安全係 鈴木主事】

・令和7年度安曇野市自転車用ヘルメット購入費支援事業結果について説明

連絡事項

(1) ゾーン30プラスについて

【事務局 地域づくり課生活安全係 矢口副参事兼生活安全係長】

・ゾーン30プラスとは、従来の速度規制ゾーン30に、物理的なデバイスを適切に組み合わせた区域、ゾーンの総合型対策となります。

本年9月の議会で導入の検討についての一般質問がありましたが、デバイスの設置は地域住民に対し一定の不便を強いるものでもあるため、慎重な検討や研究が必要になります。速度の抑制、および通過車両自体の抑制には一定の効果が期待される反面、除雪の障害や騒音などのデメリットもある対策となるため、今後道路安全対策の担当課で警察にも協力をお願いし、研究を進めてまいります。

今後導入について、地域からの要望がありましたら、委員の皆様にもご意見をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局 地域づくり課生活安全係 矢口副参事兼生活安全係長】

質問や意見等がありますか。

【太田委員】

・一般の方にゾーン30の認識がまだ不足している状況ですので、市のほうで、積極的な啓発活動をお願いしたい。

【事務局 地域づくり課生活安全係 矢口副参事兼生活安全係長】

・市民に対し、広報啓発活動を検討させていただきます。

(2) 安曇野市交通安全計画の廃止について

【事務局 地域づくり課生活安全係 矢口副参事兼生活安全係長】

・安曇野市交通安全計画の廃止についてご説明させていただきます。この計画につきまして、昨年度末、令和8年3月の交通安全推進協議会におきまして、委員の皆様より廃止のご承認をいただいております。

今年度より新しく着任された委員の皆様もいらっしゃいますので、これまでの経緯を簡単に説明いたします。この交通安全計画に関して、市町村計画は、県の計画と重複する部分が多いため、作成に要する労力を現場の施策実施に振り分けたいという意見が、国に寄せられました。これを受けて法改正が行われました。

改正点については、これまで市町村交通安全計画は、作成するよう努めるものとするという努力義務規定でありましたが、作成することができるという任意規定へ変更された点になります。

当市におきましても、この法改正の趣旨を踏まえ、計画作成の業務負担を軽減し、より現場の交通安全施策に注力していくため、今年度末をもって本計画を廃止することといたしました。

【事務局 地域づくり課生活安全係 矢口副参事兼生活安全係長】

質問や意見等がありますか。→(質疑等なし)

(3) 通学路専門部会の開催について

(事務局 学校教育課より説明)

以上

